

# 報告事項No. 6

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

## 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当局名	専決処分年月日	相手方	事件の概要
				和解条項要旨
1	教育委員会	7.10.9	川崎区在住者2名	<p>本市が実施する学校給食を受けた者の保護者である相手方らが、本市の再三にわたる催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかったために、本市が川崎簡易裁判所書記官に行った学校給食費の支払に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされたことから、民事訴訟法第395条の規定により、相手方らに対して学校給食費413,180円等の支払を求める訴訟に移行したが、同裁判所から強い和解勧告があった（令和7年（ハ）第6号学校給食費請求事件）。</p> <p>1 相手方らは、本市に対し、連帯して、令和3年6月から令和7年9月までに相手方らが支払うべき学校給食費のうち滞納となっているもの（以下「滞納分学校給食費」という。）481,470円、遅延損害金、支払督促申立手続費用等を支払う義務があることを認める。</p> <p>2 相手方らは、本市に対し、連帯して、前項の金員を分割して、令和7年11月から令和9年10月まで毎月30,000円以内の所定の額を本市所定の納付書により支払う。</p> <p>3 相手方らが前項の分割金の支払及び本件和解が成立した日以降に納期限が到来する相手方らが負担すべき学校給食費の支払を3回分以上怠ったときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、連帯して、直ちに前項による既払金を控除した第1項の滞納分学校給食費の残額、支払督促申立手続費用等及び滞納分学校給食費の残額に対する遅延損害金を支払う。</p>